

委 託 業 務 仕 様 書

令和 4 年 4 月

(四日市市上下水道局 下水建設課、下水維持課)

(優先順位)

第 1 本委託の業務にあたっての優先順位は下記のとおりとする。

- 1 質問回答書
- 2 契約図書
- 3 三重県業務委託共通仕様書

(共通事項)

第 2 1 本委託の業務に当たっては、「三重県業務委託共通仕様書（令和 3 年 1 1 月）」（三重県ホームページ及び四日市市上下水道局下水建設課、下水維持課にて縦覧）を準用する。

また、試掘調査業務に当たっては「三重県公共工事共通仕様書」（三重県ホームページ及び四日市市上下水道局下水建設課、下水維持課にて縦覧）を準用する。

2 他の業務が関連する場合は、監督職員の指示のもと、他業務受託者と調整を行い、円滑に業務が遂行できるよう協力すること。

3 この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別紙の『個人情報取扱注意事項』を遵守すること。また、『個人情報取扱注意事項』に記載のない事項については、三重県業務委託共通仕様書（令和 3 年 1 1 月）に別記で記載された『個人情報の取扱いに関する特記事項』によるものとする。

4 三重県業務委託共通仕様書（測量業務共通仕様書第 1 編第 1 章第 111 条第 3・4 項、用地調査等業務共通仕様書第 2 章第 12 条 3・7 項、地質・土質業務共通仕様書第 1 編第 1 章第 111 条第 3・4 項、設計業務等共通仕様書第 1 編第 1 章第 1110 条第 3・4 項）に基づき、契約金額 1 0 0 万円以上の業務については、業務実績情報システム（テクリス）へ登録し、「登録内容確認書」を提出すること。

(土地への立入り等)

第 3 現地調査に際し民地へ立ち入る場合は住民の許可を必ず得ること。また、業務を行う際、四日市市上下水道局が発行する調査員証を携帯すること。

(履行管理工程)

第 4 受託者は、契約締結後 7 日以内に発注者が選定した監督職員と工程管理等の協議を行い、発注者が指定する様式の調書（以下「調書」という）に必要事項を記入後、発注者に提出するものとし、原則として毎月末委託案件の進捗状況等必要事項を整理して、翌月の 3 日までに発注者に提出するものとする。

ただし、発注者において必要がある場合は、随時発注者が調書の提出を請求できるものとし、この場合の提出期限は、発注者と受託者の協議とする。なお、提出方法は、持ち込みもしくはファックス（0 5 9 - 3 5 4 - 8 3 0 3）にて可能とする。

(暴力団等不当介入に関する事項)

第5 1 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(特記仕様書)

第6 前項の他、別記の特記仕様書を附す。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管及び管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提出された個人情報記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、以下の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（1）紙媒体 シュレッダーによる裁断

（2）電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、甲又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合には、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

（研修・教育の実施）

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（罰則等の周知）

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

（苦情の処理）

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（事故発生時における報告）

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 設計積算条件	<input checked="" type="checkbox"/> 積算条件 <input checked="" type="checkbox"/> 三重県県土整備部制定 令和3年11月制定版 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 単価適用日 <input checked="" type="checkbox"/> 令和4年4月1日制定【 令和4年8月1日一部改訂 】 <input type="checkbox"/> その他（ ）
イ 適用図書	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 三重県業務委託共通仕様書【令和3年11月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 ） <input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【令和2年8月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 令和3年7月） <input checked="" type="checkbox"/> 下水道設計指針（四日市市上下水道局下水建設課）【令和3年制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
ウ 業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書（工程表）を監督職員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督職員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務日報は、監督職員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
エ 成果の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体を提出すること。ただし、その仕様等については、三重県CALS電子納品運用マニュアル【令和3年7月改訂】相当によるものとし、Excel、Word、Jw-Cadで読み取り加工できるもの（SXF(P21)形式）とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果物の提出部数は、（ <input checked="" type="checkbox"/> 報告書A4版 両面印刷 2部 <input type="checkbox"/> 図面 2部 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小図面（A3相当）2部 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体 2部 ） <input checked="" type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果物あり。 （別途指示する。 ） <input checked="" type="checkbox"/> 成果物の大きさについてはA版を原則とし、監督職員に協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
オ 工程関係	<input checked="" type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名：六呂見調整池築造工事に伴う測量業務委託、地質調査業務委託） <input type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） <input checked="" type="checkbox"/> その他（測量業務及び地質調査業務受託者と十分に協議及び調整を行うこと。）
カ 照査の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 <input checked="" type="checkbox"/> 詳細設計照査要領（国土交通省中部地方整備局 平成29年3月制定） <input checked="" type="checkbox"/> その他（業務計画書とともに照査計画書を作成し提出すること）
キ 打合せ等	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 照査技術者による照査が定められている場合は以下のとおりとする。 設計業務着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）における打合せには、照査技術者も出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計協議は、第1回打合せ、中間打合せ3回、最終打合せとする。
ク 資料の貸与	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （ 四日市市単独公共下水道（日永処理区）基本計画等変更業務委託（抜粋））
ケ 業務条件	<input checked="" type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。 ・本委託業務は設計VE方式を採用する。
コ その他	<input checked="" type="checkbox"/> 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 また、最新のものが確認できるよう出典日時も明記すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 当業務において試掘が必要と判断された場合は、受託者にて試掘を行うこと。

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市市上下水道局 下水建設課
令和4年8月

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 2

明示項目	明示事項（条件及び内容）
コ その他	<p><input checked="" type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染の拡大防止のため、対象者との面談による説明等は極力控えること。汚水樹設置申請書の回収業務については、郵便により行うことを標準とし、回収処理に必要な返信用封筒については、設計業務前に公図調査を実施し地権者リストの作成を行い、対象者数分作成し監督職員に提出すること。 また、回収した申請書の内容について現地での確認を行い、状況に応じ対象者に説明、助言を行うこと。対象者が郵送しない場合には、再通知等の回収のための努力を行うこと。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 打合せや設計協議等の記録については受託者が作成し、発注者の確認を得ること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 地下埋設物調査については管理者より資料を収集し、現地にて位置確認の立会いを実施すること。また、汚水管布設に伴い支障物件の移転が発生する場合は、支障物件移設平面図を作成すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 関係機関との協議の際は受託者も同席すること。なお説明資料および占用する際に必要な書類等については、監督員の指示に従い作成すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 流量計算に変更が生じた場合は、区画割施設平面図・流量表の見直しを行い、報告書に添付すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 舗装展開図及び舗装面積表を作成すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 設計対象の土地の利用状況等の履歴を調査し、土地の利用の状況、有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染について、可能な限り遡って調査すること。</p>

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

六呂見調整池築造工事に伴う基本検討業務委託 一般条件書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下業務という。）は、本仕様書に基づいて、特記条件書に示す委託対象施設の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1.2 一般条件書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記条件書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本条件書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の義務

受託者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

1.8 許可申請

受託者は、工事に必要な許可申請（計画通知等）に関する事務に必要な図書作成を遅滞なく行わなければならない。

1.9 提出書類

(1) 受託者は、業務の着手及び完了に当って、発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着手届
- (ロ) 工程表
- (ハ) 管理技術者届
- (ニ) 職務分担表
- (ホ) 完了届
- (ヘ) 納品書
- (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.10 管理技術者及び技術者

(1) 受託者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、上下水道部門技術士（下水道）とし、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。

い。

(3) 受託者は、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

1.11 工程管理

受託者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果品の審査

(1) 受託者は、業務完了時に発注者の成果品審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の契約不適合が発見された場合、受託者はただちに、当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 引渡し

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

1.14 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない場合は、発注者、受託者協議の上、これを定める。

第2章 設計一般

2.1 一般的事項

(1) 業務の実施に当って、受託者は係員と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

(2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切において、受託者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

2.2 設計基準等

設計に当っては、発注者の指定する図書及び本仕様書第6章の図書を参考にして、設計業務を行わなければならない。

2.3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、監督員と協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

2.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

2.5 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料等を所定の手続きによって貸与する。

2.6 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

2.7 現地調査

受託者は、現地を踏査し、発注者の下水道事業計画図書、測量、土質調査資料等に基づき、下記事項について、確認しておかなければならない。

(1) 地形、その他

用地境界、周囲の状況、地盤高、排水の状況、連絡道路、水道、ガス、電気の経路等

(2) 地質

地質調査資料と現地との関係

(3) 関連管渠の位置、形状、管底高

(4) 吐口の予定位置

(5) 放流先の状況

(6) その他設計に必要な事項

2.8 実施設計（基本設計）及び実施設計（詳細設計）及び増設実施設計（基本設計・詳細設計）

(1) 業務の内容は実施設計（基本設計）と実施設計（詳細設計）及び増設実施設計（基本設計・詳細設計）に分ける。

(2) 実施設計（基本設計）とは、実施設計（詳細設計）を行うに当たり、当該設計対象施設の貯留方式、フローシート、基本的な配置、構造、形式、容量、機能、工事施工方法、維持管理方式の基本的事項の確認及び検討をいう。

(3) 実施設計（詳細設計）とは、実施設計（基本設計）に基づいて、工事を実施するために必要な設計図、計算書等〔以下実施設計（詳細設計）図書等という。〕の作成業務をいう。

第3章 基本設計

3.1 基本設計図書の作成に関する作業

基本設計業務は、次の事項の検討又は確認並びに基本設計図書の作成を行い、基本設計図書として、まとめなければならない。

(1) 基本設計を実施する上で検討又は確認する事項

基本設計業務において、次の事項を検討又は確認しなければならない。

(イ) 基本条件の確認

① 設計方針

業務の目的・主旨の把握、業務内容の確認、業務概要、実施方針、工程計画、人員配置計画の決定、使用する主な図書及び基準の確認、等に関する作業計画書の作成

② 設計条件の確認

行政区画、上位計画、排水区域、下水道全体計画等の確認

(ロ) 雨水調整池計画の検討

各種計画や現状を考慮して、計画流入量、計画放流量、流入管施設計画、放流管施設計画、雨水調整池施設計画を検討すること。

(ハ) 貯留方式の検討

貯留方式は、次の各事項を考慮して、総合的な見地から定めること。

- ① 放流水域の現在及び将来の利用状況
- ② 調整池の立地条件、建設費、維持管理費、操作の難易
- ③ 法律等に基づく規制

(ニ) 維持管理基本構想の検討

① 管理制御方式の検討

雨水調整池内の管理制御方式の検討を行うこと。

② 維持管理体制の検討

制御方式と維持管理体制の検討を行うこと。

(ホ) 配置計画の検討

① 配置計画

経済性、維持管理の難易、環境条件等を考慮し、配置計画を確認すること。

② 配管、配線計画の検討

①の配置計画の比較検討に併行し、場内各種主配管、主配線ルートを立案すること。

③ 施設計画等の検討

平面計画（機器の配置）、機器の搬出入計画等により最適スペースを検討すること。

(ヘ) 施設設計

① 容量計算

設計負荷、余裕、予備、初期投資の大小等を検討し、容量、出力を確認すること。

② 形式、機種等の検討

維持管理の容易さ、経済性、機能等に関して比較検討。

③ 主要機器の運転操作方式、計装制御方式の検討

④ 環境整備計画の検討

換気脱臭、防音防振、場内排水等を検討すること。

(ト) 水位関係の検討

① ポンプ揚程

放流先水位、再揚水ポンプ等の比較検討

② 水理計算

③ 計画地盤高と施設レベル

(チ) 施工方式の比較検討

施工方式については、地下水位や透水係数等の土質調査資料、周辺状況、その他関係資料等を考慮し、工事施工方法ごとの概算コスト比較、必要工期、施工の難易度、工事

公害の検討を行うこと。

(2) 基本設計図書の作成に関する作業

建設事業計画の検討並びに土木、機械及び電気の各部門とその相互関係を明らかにする基本設計図書を作成すること。基本設計図は次に示す内容し、縮尺 1/200 を標準とする。

ただし、一般平面図、その他これによっては不都合な場合は、監督員との協議による。

(イ) 事業計画の検討

- ① 雨水調整池の概算事業費の算出
- ② 雨水調整池の建設事業計画の検討

(ロ) 基本設計図

- ① 土木関係
 - a) 一般平面図
 - b) 水位関係図
 - c) 構造図
 - 1) 平面図
 - 2) 縦断面図
 - d) 場内各種排水平面系統図
 - e) 場内整備平面計画図（場内道路、場内造成等）
- ② 機械関係
 - a) 基本フローシート
排水等
 - b) 機器配置計画図（主要機器）
 - 1) 全体配置平面図
 - 2) 施設毎配置平面図
 - 3) 施設毎配置断面図
 - c) 主要配管系路図（ルート及びスペース）
- ③ 電気関係
 - a) 構内一般平面図
 - b) 主要配電系路図（ルート及びスペース）
 - c) 単線結線図（受電～低圧主幹）
 - d) 主要機器配置平面図
 - e) 計装設備図（主要計測及び操作フローシート）

(3) 基本設計図書（確認及び検討書、図面等）の作成

基本設計図書（確認書、検討書及び図面等）は、「(1)基本設計を実施する上で検討又は確認する事項」で行った確認・検討事項及び「(2)基本設計図書作成に関する作業」で作業した図面を下記の内容により構成、まとめるものとする。

(イ) 共通事項

- ① 基本条件確認書
- ② 維持管理方式検討書
- ③ 環境対策検討書
 - a) 換気、脱臭計画
 - b) 防音、防振計画
 - c) 場内整備計画
- ④ 事業計画の検討書
- (ロ) 土木関係
 - ① 施設配置計画、水位関係の検討、容量計算、水理計算書
 - ② 基礎支持形式の比較検討書
 - ③ 仮設計画検討書
- (ハ) 機械関係
 - ① 主要機器構成計画（基本フローを含む。）
 - ② 設備容量計画
 - ③ 主要機器搬出入計画（主要機器寸法を含む。）
 - ④ 主要機器重量表
- (ニ) 電気関係
 - ① 使用電力需要計画
 - ② 受変電及び負荷設備計画
 - ③ 制御電源設備計画
 - ④ 監視制御設備計画
 - ⑤ 計装設備計画
 - ⑥ 主要機器構成計画
 - ⑦ 主要機器重量表

第4章 照査

4.1 照査の目的

受託者は業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

4.2 照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

照査技術者は、上下水道部門技術士（下水道）を有するものとし、業務の全般にわたり技術的照査を行わなければならない。照査技術者、管理技術者、技術者は兼務することができない。

4.3 照査事項

受託者は設計全般にわたり正常時・異常時における処理機能の確保、施設の耐久性及び環境条件に対する適応性、柔軟性を基本として以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

(1) 基本設計

- (イ) 基本条件の確認内容に関する照査
- (ロ) 検討の方法及びその内容に関する照査
- (ハ) 土木設計、機械設計、及び電気設計の相互間における整合性に関する照査

第5章 提出図書

5.1 提出図書

提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。なお、製本はすべて青焼きとする。また、製本はすべて表紙、背表紙とも、タイトルをつけ、直接印刷したものとする。なお、成果品の作成に当っては、その編集方法についてあらかじめ係員と協議すること。

5.2 基本設計提出図書

- | | | |
|-------------|-------------|----|
| (1) 基本設計検討書 | A4 判製本 | 2部 |
| (2) 基本設計図 | A3 判折りたたみ製本 | 2部 |
| (3) 電子データ | CD-R | 一式 |

第6章 参考図書

6.1 参考図書

業務は、下記の掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 土木工事一般仕様書
- (2) 建築工事・建築設備工事一般仕様書
- (3) 機械設備工事一般仕様書
- (4) 電気設備工事一般仕様書
- (5) 日本工業規格（JIS）
- (6) 日本下水道協会規格（JSWAS）
- (7) 電気規格調査会標準規格（JEC）
- (8) 日本電機工業会標準規格（JEM）
- (9) 日本農業規格（JAS）
- (10) 日本電線工業会標準規格（JCS）
- (11) 内線規程（日本電気協会）
- (12) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (13) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (14) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (15) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）

- (16) 下水道施設耐震計算例—処理場・ポンプ場編— (日本下水道協会)
- (17) 水理公式集 (土木学会)
- (18) コンクリート標準示方書 (土木学会)
- (19) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説—許容応力度設計法— (日本建築学会)
- (20) 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説—許容応力度設計と保有水平耐力—
(日本建築学会)
- (21) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法— (日本建築学会)
- (22) 建築基礎構造設計指針 (日本建築学会)
- (23) 壁式構造関係設計規準集・同解説 壁式鉄筋コンクリート造編 (日本建築学会)
- (24) 土木製図基準 (土木学会)
- (25) 建設省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事設計図書作成基準及び同解説 (公共建築協会)
- (26) 機械製図基準 JIS ハンドブック 5 (日本規格協会)
- (27) 電気記号 JIS ハンドブック 7 (日本規格協会)
- (28) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築工事標準詳細図 (公共建築協会)
- (29) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編)
(公共建築協会)
- (30) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編)
(公共建築協会)
- (31) 国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン (全日本建設技術協会)
- (32) 改訂 解説・河川管理施設等構造令 (日本河川協会)
- (33) 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (日本港湾協会)
- (34) 揚排水ポンプ設備技術基準 (案) 同解説
揚排水ポンプ設備設計指針 (案) 同解説 (河川ポンプ施設技術協会)
- (35) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) (公共建築協会)
- (36) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)
(公共建築協会)
- (37) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)
(公共建築協会)
- (38) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築構造設計基準及び同解説 (公共建築協会)

- (39) 建設省大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（公共建築協会）
- (40) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修 建築設備設計基準（公共建築協会）
（全国建設研修センター）
- (41) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
（建築保全センター）
- (42) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
（建築保全センター）
- (43) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
（建築保全センター）

六呂見調整池築造工事に伴う基本検討業務委託 特記条件書

1. 特記条件書の適用範囲

この条件書は、「六呂見調整池築造工事に伴う基本検討業務委託一般条件書第1章 1.1 及び 1.2 に定める特記条件書」とし、この条件書に記載されていない事項は前記一般条件書及び三重県の各種共通仕様書による。

2. 業務の対象

浸水防除に必要となる雨水調整池について基本設計を行う。

1. 委託の対象

(1) 実施基本設計

- 調整池

六呂見調整池 $V=20,100 \text{ m}^3$ (土木、機械、電気)

(必要調整池容量 $V=19,800 \text{ m}^3$)

- 設計協議 一式

2. 設計条件

- 必要調整池容量 $V=19,800 \text{ m}^3$

- 雨池雨水 2 号幹線からの分水

上流流量： $20.623 \text{ m}^3/\text{秒}$ 、下流流量： $14.805 \text{ m}^3/\text{秒}$

- 六呂見地区内既存排水路からの分水

上流流量： $1.957 \text{ m}^3/\text{秒}$ 、下流流量： $0.059 \text{ m}^3/\text{秒}$

- 池構造：堀込式調整池

3. その他特記事項

1. 設計対象施設

1.1 終末処理場（調整池）実施設計

(1) 設計対象施設

設計 対象施設名	土木設計		機械設計		電気設計	
	設計対象水量 (千m ³ /日)	適用補正項目	設計対象水量 (千m ³ /日)	適用補正項目	設計対象水量 (千m ³ /日)	適用補正項目
流入きよ	148.5	・基本設計補正 ・設計対象水量に係る補正	148.5	・基本設計補正 ・設計対象水量に係る補正	148.5	・基本設計補正 ・設計対象水量に係る補正
最初沈殿池（調整池）	148.5	・基本設計補正 ・設計対象水量に係る補正	148.5	・基本設計補正 ・設計対象水量に係る補正 ・雨水貯留沈殿池に係る補正	148.5	・基本設計補正 ・設計対象水量に係る補正 ・雨水貯留沈殿池に係る補正
流出きよ	148.5	・基本設計補正 ・設計対象水量に係る補正 ・想定作業量補正 (40%)				
場内整備	148.5	・基本設計補正 ・設計対象水量に係る補正 ・場内整備に係る補正 ・想定作業量補正 (70%)				